

共済組合からの  
郵送物は必ず  
ご確認ください!

# 任意継続組合員の皆さまへお知らせ

任意継続組合員の期間(2年間)が満了になる方につきましては、満了日の翌日から「他の健康保険制度」に加入しなければなりません。

その加入手続きの際に必要な「任意継続組合員資格喪失証明書」を3月15日(金)にご自宅あてに発送いたしますのでご確認のうえ、紛失しないよう大切に保管してください。

期間満了後は、保険証(任意継続組合員証、限度額適用認定証、任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証など)を速やかに返納してください。

※期間満了後に保険証を提示して医療機関等を受診した場合は、不正受診となり、医療費を返還いただくこととなりますのでご注意願います。



見本

任意継続組合員資格喪失証明書

記 号	埼 999	番 号	9999
組 合 員 氏 名	共 済 太 郎	性 別	男
生 年 月 日	昭 和 33 年 10 月 10 日		
資 格 喪 失 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日		

被扶養者氏名	性別	生年月日	資格喪失年月日
共 済 花 子	女	昭 和 35 年 3 月 3 日	平 成 31 年 4 月 1 日
以下余白			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成31年4月1日

埼玉県市町村職員共済組合  
理事長 原口和久 印